

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書																															
令和 6年 6月 27日																															
さいたま市長 殿																															
提出者																															
住 所 埼玉県川口市青木2丁目5番10号																															
氏 名 埼玉建興株式会社																															
代表取締役 武井 美親																															
電話番号 048-251-7170																															
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。																															
事業場の名称	埼玉建興株式会社																														
事業場の所在地	埼玉県川口市青木2丁目5番10号																														
計画期間	令和 6年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月 31日 まで																														
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																															
①事業の種類	総合工事業																														
②事業の規模	元請完成工事高 240億円																														
③従業員数	190人																														
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>建設汚泥</td><td>⇒脱水・調質改良・固化</td><td>⇒再生利用</td></tr><tr><td>コンクリートがら</td><td>⇒破碎</td><td>⇒再生利用</td></tr><tr><td>アスファルト・コンクリートがら</td><td>⇒破碎</td><td>⇒再生利用</td></tr><tr><td>木くず</td><td>⇒破碎・焼却</td><td>⇒代替燃料・再生利用</td></tr><tr><td>金属くず</td><td>⇒破碎</td><td>⇒再生利用</td></tr><tr><td>紙くず（ダンボール）</td><td>⇒圧縮</td><td>⇒代替燃料・再生利用</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>⇒破碎・圧縮</td><td>⇒再生利用</td></tr><tr><td>石膏ボード（広域再生）</td><td>⇒破碎</td><td>⇒再生利用</td></tr><tr><td>混合廃棄物</td><td>⇒圧縮・破碎・焼却</td><td>⇒代替燃料・再生利用</td></tr><tr><td>廃蛍光ランプ類</td><td>⇒破碎・切断・湿練・不溶化</td><td>⇒再生利用</td></tr></table>	建設汚泥	⇒脱水・調質改良・固化	⇒再生利用	コンクリートがら	⇒破碎	⇒再生利用	アスファルト・コンクリートがら	⇒破碎	⇒再生利用	木くず	⇒破碎・焼却	⇒代替燃料・再生利用	金属くず	⇒破碎	⇒再生利用	紙くず（ダンボール）	⇒圧縮	⇒代替燃料・再生利用	廃プラスチック	⇒破碎・圧縮	⇒再生利用	石膏ボード（広域再生）	⇒破碎	⇒再生利用	混合廃棄物	⇒圧縮・破碎・焼却	⇒代替燃料・再生利用	廃蛍光ランプ類	⇒破碎・切断・湿練・不溶化	⇒再生利用
建設汚泥	⇒脱水・調質改良・固化	⇒再生利用																													
コンクリートがら	⇒破碎	⇒再生利用																													
アスファルト・コンクリートがら	⇒破碎	⇒再生利用																													
木くず	⇒破碎・焼却	⇒代替燃料・再生利用																													
金属くず	⇒破碎	⇒再生利用																													
紙くず（ダンボール）	⇒圧縮	⇒代替燃料・再生利用																													
廃プラスチック	⇒破碎・圧縮	⇒再生利用																													
石膏ボード（広域再生）	⇒破碎	⇒再生利用																													
混合廃棄物	⇒圧縮・破碎・焼却	⇒代替燃料・再生利用																													
廃蛍光ランプ類	⇒破碎・切断・湿練・不溶化	⇒再生利用																													

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	—
	排 出 量	別紙1のとおり	—
	（これまでに実施した取組） ・ 分別目標を設定し分別を実施し、資源の有効利用促進へ寄与。 ・ 再生砕石の利用を促進。 ・ 作業所毎に排出量の目標を設定し、総排出量の削減を実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	排 出 量	別紙2のとおり	—
	（今後実施する予定の取組） ・ メーカー等に梱包材や養生材の削減を見積段階で指示し、発生量にの削減を図る。 ・ 工法なども含め、施工方法の見直し・検討により排出量の削減を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 混合廃棄物の発生量を抑制する為にリサイクル分別を実施。 ・ 品目ごとに排出量を把握し、目標を立て分別を実施。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 分別作業の定常化及び意識低下防止を図り、さらに分別を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
	・該当なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
	・該当なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
・該当なし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
・該当なし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	・該当なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) ・該当なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	—
	全 処 理 委 託 量	別紙1のとおり	—
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	別紙1のとおり	—
	再生利用業者への処 理 委 託 量	別紙1のとおり	—
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	—	—
	(これまでに実施した取組) ・委託契約にあたり、許可内容や処理能力の確認を確実にを行い書面による契約を実施している。 ・電子マニフェストの運用ができる会社を優先的に選定している。また、未導入の場合には導入を推奨している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	全 処 理 委 託 量	別紙2のとおり	—
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙2のとおり	—
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙2のとおり	—
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—	—
	(今後実施する予定の取組) ・業者選定にあたり、優良認定を受けた業者の採用を優先する。 ・再生可能な廃棄物について処理能力の高い業者を優先的に採用する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

さいたま市

産業廃棄物処理計画書

①現状

	産業廃棄物の種類	排出量	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	全処理委託数量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
1	建設汚泥	2692.3	—	—	—	—	2692.3	2091.7	2692.3	—	—
2	廃プラスチック類	7.2	—	—	—	—	7.2	7.2	7.2	—	—
3	紙くず	27.6	—	—	—	—	27.6	27.6	27.6	—	—
4	木くず	17.6	—	—	—	—	17.6	17.6	17.6	—	—
5	金属くず	14.7	—	—	—	—	14.7	14.7	14.7	—	—
6	廃石膏ボード	15.6	—	—	—	—	15.6	2.1	15.6	—	—
7	その他がれき類	25.9	—	—	—	—	25.9	25.9	25.9	—	—
8	コンクリート片	30.3	—	—	—	—	30.3	15.5	30.3	—	—
9	アスファルト・コンクリート片	91.1	—	—	—	—	91.1	31.1	91.1	—	—
10	建設混合廃棄物	114.9	—	—	—	—	114.9	114.9	114.9	—	—
11	石綿含有産業廃棄物	0.2	—	—	—	—	0.2	0.2	0.0	—	—
	合計	3037.4	—	—	—	—	3037.4	2348.5	3037.2	—	—

別紙 2

さいたま市

産業廃棄物処理計画書

②計画

	産業廃棄物の種類	排出量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	全処理委託数量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
1	建設汚泥	2423.0	—	—	—	—	2423.0	1817.3	2423.0	—	—
2	廃プラスチック類	6.5	—	—	—	—	6.5	6.5	6.5	—	—
3	紙くず	24.8	—	—	—	—	24.8	24.8	24.8	—	—
4	木くず	15.8	—	—	—	—	15.8	15.8	15.8	—	—
5	金属くず	13.2	—	—	—	—	13.2	13.2	13.2	—	—
6	廃石膏ボード	14.0	—	—	—	—	14.0	0.0	14.0	—	—
7	その他がれき類	23.3	—	—	—	—	23.3	23.3	23.3	—	—
8	コンクリート片	27.3	—	—	—	—	27.3	13.7	27.3	—	—
9	アスファルト・コンクリート片	82.0	—	—	—	—	82.0	28.7	82.0	—	—
10	建設混合廃棄物	103.4	—	—	—	—	103.4	103.4	103.4	—	—
11	石綿含有産業廃棄物	0.0	—	—	—	—	0.0	0.0	0.0	—	—
	合計	2733.5	—	—	—	—	2733.5	2046.7	2733.5	—	—